

瀬戸内海環境保全基本計画に係る施策の進捗状況

(平成 24 年 12 月時点)

1. 基本計画の目標とその達成のための施策の関係

基本計画に掲げられた 10 の目標の達成状況を評価するため、目標毎にその達成のための施策の進捗状況を確認した。整理にあたって基本計画の目標とその達成のための施策の関係は以下のとおりとした。

基本計画の目標		目標達成のための基本的な施策
水質保全等に関する目標	① 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。	1(1) 水質総量規制制度等の実施 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進
	② 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを旨とすること。	1(1) 水質総量規制制度等の実施 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進
	③ 水銀、PCB等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。	1(2) 有害化学物質等の規制及び把握等 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進 11 海底及び河床の汚泥の除去等
	④ 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。 また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。	1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 2(5) その他の措置(自然景観の保全) 3(1) 藻場及び干潟の保全等 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 8 失われた良好な環境の回復
	⑤ 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。	1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 3(2) 自然海浜の保全等
自然景観の保全に関する目標	① 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。	2(1) 自然公園等の保全
	② 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。	2(2) 緑地等の保全 2(5) その他の措置(自然景観の保全)
	③ 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。 また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。	2(5) その他の措置(自然景観の保全) 3(2) 自然海浜の保全等 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 8 失われた良好な環境の回復
	④ 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。	1(3) 油等による汚染の防止 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 2(4) 散乱ごみ、油等の除去
	⑤ 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。	2(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
共通的事項		7 健全な水循環機能の維持・回復 9 島しょ部の環境保全 12 水質等の監視測定 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 15 環境教育・環境学習の推進 16 情報提供、広報の充実 17 広域的な連携の強化等 18 海外の閉鎖性海域との連携 19 国の援助措置

2. 目標達成のための施策の進捗状況と評価及び課題

1(1)水質総量規制制度等の実施

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号																
水質総量削減の取り組み	環境省	COD、窒素及びりんについては、平均排水量 50m ³ /日の事業場を対象に総量削減基本方針に基づき各府県ごとに知事が策定する総量削減計画にて削減目標量を策定する水質総量削減を実施。	各汚濁負荷量(トン/日)は以下のとおり削減されつつあるが、更なる削減に向け目標年度を平成 26 年度とする第 7 次総量削減計画を実施中。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>COD</td> <td>昭和 54 年度 1,012 トン/日</td> <td>平成 21 年度 468 トン/日</td> <td>平成 26 年度 472 トン/日</td> </tr> <tr> <td>窒素</td> <td>平成 11 年度 696 トン/日</td> <td>平成 21 年度 433 トン/日</td> <td>平成 26 年度 440 トン/日</td> </tr> <tr> <td>りん</td> <td>平成 11 年度 40.4 トン/日</td> <td>平成 21 年度 28.0 トン/日</td> <td>平成 26 年度 27.4 トン/日</td> </tr> </tbody> </table>		実績	実績	目標	COD	昭和 54 年度 1,012 トン/日	平成 21 年度 468 トン/日	平成 26 年度 472 トン/日	窒素	平成 11 年度 696 トン/日	平成 21 年度 433 トン/日	平成 26 年度 440 トン/日	りん	平成 11 年度 40.4 トン/日	平成 21 年度 28.0 トン/日	平成 26 年度 27.4 トン/日	汚濁負荷量は着実に削減され、大阪湾を除く瀬戸内海では窒素、りんの環境基準はほぼ達成され、COD の環境基準達成率も比較的高い。しかし、大阪湾については、COD の環境基準達成率が未だ十分ではなく、今後も着実に水環境を改善するための取組が必要である。	1
	実績	実績	目標																		
COD	昭和 54 年度 1,012 トン/日	平成 21 年度 468 トン/日	平成 26 年度 472 トン/日																		
窒素	平成 11 年度 696 トン/日	平成 21 年度 433 トン/日	平成 26 年度 440 トン/日																		
りん	平成 11 年度 40.4 トン/日	平成 21 年度 28.0 トン/日	平成 26 年度 27.4 トン/日																		
下水道の整備	国土交通省	「都道府県構想」に基づき、地域の実状に応じ効率的な整備を推進。	整備人口(全国) 7,803 万人(平成 12 年度) → 8,961 万人(平成 18 年度) → 9,241 万人(平成 20 年度) → 9,355 万人(平成 23 年度)(※)	平成 23 年度末の污水处理施設の処理人口普及率は、87.6%となったが、都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口 5 万人未満の市町村の污水处理人口普及率は 73.9%に留まる	2 (59)																
浄化槽の整備	環境省	「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備推進事業」により、個人が設置する浄化槽及び市町村が整備するそれぞれに国庫助成を実施。	整備人口(全国) 914 万人(平成 12 年度) →1,114 万人(平成 18 年度) →1,127 万人(平成 20 年度) →1,131 万人(平成 23 年度)(※)	(※平成 23 年度は東日本大震災の影響により調査不能となった岩手県、福島県の2県を除いた参考値である。)	3 (60)																
農業集落排水施設・漁業集落排水施設等の整備	農林水産省	「都道府県構想」に基づき、地域の実情に応じ効率的な整備を推進。	整備人口(全国) 259 万人(平成 12 年度) → 361 万人(平成 18 年度) → 374 万人(平成 20 年度) → 350 万人(平成 23 年度)(※)		4, 5 (61, 62)																
コミュニティープラントの整備	環境省	「都道府県構想」に基づき実施される整備事業を循環型社会形成推進交付金制度により支援。	整備人口(全国) 42 万人(平成 12 年度) → 32 万人(平成 18 年度) → 31 万人(平成 20 年度) → 29 万人(平成 22 年度)(※)		6 (63)																
生活排水対策重点地域における取組	関係府県	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域を指定し、生活排水処理施設の整備促進、普及啓発、関係機関の連携を推進。	—	—																	
排水基準の上乗せ基準の設定	関係府県	基準値の強化、対象事業場の拡大、対象項目の追加等を実施。	—	—																	
事業場に対する指導等	関係府県	事業場に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守を徹底。	—	—																	
公害防止協定の締結	関係府県	法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者にも促すため、主要事業所と協定を締結。	—	—																	
排水処理施設整備のため	関係府県	事業場での排水処理施設の整備を促進するため、資	—	—																	

めの融資制度		金の低利融資制度を整備。			
家畜排せつ物法に基づく施策	農林水産省	平成 11 年に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律を制定し、家畜排せつ物を管理する際に一定の基準(管理基準)の遵守を義務付け。	家畜排せつ物法対応農家割合(当調査は本法本格施行となった平成 16 年 12 月から開始) 99.4%(平成 16 年) → 99.98%(平成 23 年)	法施行後の法対応状況(23 年 12 月 1 日時点)については、管理基準対象農家 53,160 戸のうち 99.98%が管理基準に適合し、ほぼ達成されている状況。 引き続き畜産農家に対して家畜排せつ物の適正な管理等の指導、助言を行う必要がある。	7
家畜排泄物の適正処理	関係府県	家畜排せつ物の適正な管理に係る財政支援の実施とともに、ふん尿の堆肥化による有効利用を促進。	—	—	
農業排水中の窒素及びリンの負荷量の軽減	農林水産省	農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「農業環境規範」の普及・定着、持続農業法に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定促進、地域でまとまりを持って化学肥料、化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組に対する支援等の実施により、農業生産活動に伴う環境負荷の低減を推進。	<p>水稻単位面積当たりの化学肥料の使用量 (近畿、中国、四国ブロック)</p> <p>窒素 (近畿) 平成 12 年度: 9.35 kg/10a →平成 21 年度: 6.44kg/10a →平成 22 年度: 6.43kg/10a (中国) 平成 12 年度: 7.25kg/10a →平成 21 年度: 6.80kg/10a →平成 22 年度: 5.53kg/10a (四国) 平成 12 年度: 8.19kg/10a →平成 21 年度: 6.01kg/10a →平成 22 年度: 6.37kg/10a</p> <p>りん酸 (近畿) 平成 12 年度: 10.19kg/10a →平成 21 年度: 6.29kg/10a →平成 22 年度: 7.02kg/10a (中国) 平成 12 年度: 10.20kg/10a →平成 21 年度: 8.91kg/10a →平成 22 年度: 7.79kg/10a (四国) 平成 12 年度: 8.93kg/10a →平成 21 年度: 5.90kg/10a →平成 22 年度: 6.37kg/10a</p>	エコファーマーは順調に増加し、平成 24 年 3 月末には約 1.6 万件となるなど、環境負荷低減に向けた取組が着実に広がりを見せている。また、水稻における単位面積あたりの化学肥料の使用量も減少傾向。引き続き、環境負荷低減に向けた取組を推進。(京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分の合計値)	8 (56)
持続的養殖生産確保法に基づく施策	農林水産省	平成 11 年制定の「持続的養殖生産確保法」に基づき、漁業協同組合等が「漁場改善計画」を作成し知事の認定を受けることができる。負荷の少ない飼料の使用の促進等により、水質及び底質といった漁場環境改善を促進。	改善計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国) 36%(平成 15 年度) → 63%(平成 17 年度) → 75%(平成 18 年度) → 76%(平成 20 年度) → 76%(平成 21 年度) → 76%(平成 22 年度) → 88%(平成 23 年度)	平成 24 年 1 月末現在、漁場改善計画が策定された漁業協同組合等が生産する養殖魚介類の全生産量に占める割合は、全国の魚類養殖で 93.3%、貝類養殖で 91.5%、藻類養殖で 89.2%となっている。漁場改善計画の策定により養殖業の過密養殖やエサのやり過ぎによる水質悪化を原因とする病気の発生の防止や、消費者の環境への意識の高まりに応えるなど持続的な養殖生産の実現に大きな役割を果たしている。今後は、平成 19 年 3 月に閣議決定した水産基本計画に基づき、更な	9

				る漁場改善計画の策定を促進し、持続可能な養殖生産を推進する必要がある。	
河川の直接浄化の取組	国土交通省	礫や植生等を用いて、河川が本来もつ自浄作用を活用した水質浄化を実施。	BOD 浄化率 礫と植生を組み合わせた浄化事例約 80% 礫による浄化事例 約 60%	引き続き河川浄化を推進。	10
河川水や海水の直接浄化	関係府県	微生物、伐採木材から加工した炭、海底耕耘、海藻や貝による栄養塩類回収等による水質浄化を、必要に応じて実証事業とあわせて実施。	—	—	
エコポート施策	国土交通省	平成 17 年 3 月の「今後の港湾環境政策の基本的方向」の答申に基づき港湾行政のグリーン化を促進。	港湾行政のグリーン化を図るため、干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出、深堀跡の埋戻しによる青潮対策、放置艇対策、港湾における総合的低炭素化施策、リサイクルポートの形成、廃棄物海面処分場の計画的な確保、海洋環境整備船によるゴミ・油回収、自然体験活動等による港湾環境の利用促進等を実施。	今後も引き続き、港湾行政のグリーン化を図ることが必要。	11
環境技術実証事業	環境省	環境保全効果等について客観的に実証し、先進的環境技術の普及促進、環境保全と環境産業の発展を図る。	【閉鎖性海域における水環境改善技術分野】 平成 19 年から実証試験を開始 平成 19～23 年 11 件 うち、瀬戸内海における実証技術 平成 19～23 年 5 件 【有機性排水処理技術分野】 平成 15 年から実証試験を開始 平成 15～23 年 31 件 うち、瀬戸内海における実証技術 平成 15～23 年 17 件	対象技術の環境保全効果等を客観的に実証するとともに、当該分野の実証方法・体制を確立し、有用な技術の普及を図る。	12
赤潮の監視等	関係府県	有害プランクトンの発生状況を監視するとともに、発生時の通報体制を構築。また、発生メカニズムの解明や発生の予測に向けた取組を実施。	—	—	

1(2)有害化学物質等の規制及び把握等

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
ダイオキシン類対策の実施	環境省	平成 12 年 1 月施行のダイオキシン類対策特別措置法により、水質の環境基準(1pg-TEQ/l)を設け規制。	瀬戸内地域の継続調査地点における水質のダイオキシン平均濃度 0.15pg-TEQ/l(平成 12 年度) → 0.10pg-TEQ/l(平成 17 年度) → 0.08pg-TEQ/l(平成 20 年度) → 0.07pg-TEQ/l(平成 23 年度)	平均濃度は、環境基準値を大幅に下回るとともに、その値は着実に低下しており、全海域における平均濃度(0.06pg-TEQ/l(平成 23 年度))と遜色ない水準となっている。今後とも、適切な常時監視を行っていく予定。	13
PRTR 制度	環境省	特定の化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、国に届け出るもの。	瀬戸内海府県の公共用水域への排出量(t/年) 4,582(平成 13 年) → 3,669(平成 18 年) → 3,427(平成 19 年) → 2,720(平成 22 年)	—	14
有害物質の排出量の把握	関係府県	ダイオキシンについては大気、公共用水域、地下水及び土壌について、県内の状	—	—	

		況を調査。また、化学物質仕様工場への立ち入り調査を実施。		
--	--	------------------------------	--	--

1(3)油等による汚染の防止

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
油等流出事故対策	国土交通省、海上保安庁	海洋への油及び有害液体物質流出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制や油等流出事故に伴う火災に対応できる消防体制の確立に努めるほか、合同訓練の実施により関係機関との連携強化を促進。	資機材の整備及び関係機関との連携強化を促進。特に有害液体物質の防除措置等にあつては、「二十年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の発効(平成19年6月)等に伴い、以下のとおり海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等を図っている。 ①海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正(平成18年6月) ②「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の策定(平成18年12月) ③有害液体物質等流出事故に備えた資機材の整備(平成19年度～22年度で実施) ④平成21年度一次補正予算による海上防災資機材の整備等	引き続き、資機材の整備、消防体制の確立、訓練・研修を実施することなどにより対応能力の向上を図る必要がある。	15
海洋汚染調査の推進	海上保安庁	外洋に面した内湾域から外洋にかけて汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水・海底堆積物中の油分等の調査を実施。	瀬戸内海(大阪湾(5点)、紀伊水道(1点)、豊後水道(1点)、響灘(1点))の8点において、海水・海底堆積物中の油分等の調査を実施	引き続き、海水・海底堆積物中の油分等の調査を実施	16
沿岸域海域環境保全情報の整備	海上保安庁	油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の油防除資機材等の防災情報、社会情報、自然情報、海岸線の環境脆弱性指標等の沿岸海域環境保全情報を整備し、インターネットを通じて「CeisNet」及び「ESIマップ」による提供を図る。	油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、瀬戸内海についても全域に渡って情報を整備し、インターネットを通じて「CeisNet」及び「ESIマップ」による提供を実施。	引き続き、随時情報を更新し最新維持に努める。	17
油防除技術に関する技術開発	環境省	環境省設置法に基づき、各府省の試験研究機関等が実施する公害の防止、自然環境の保護・整備のために行う試験研究費を「公害防止等試験研究費」として一括計上し、国の環境保全に関する試験研究の総合推進を図る。	瀬戸内海を含む海域一般を対象とした研究開発を以下のとおり実施。 (1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究 (2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究 (3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価 (4)海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究 (5)石油流出事故等海洋の汚染や浄化に係わる環境微生物の分子遺伝学的解析・評価に関する研究		18 (H22 終了)
大規模石油災害対応体制整備	経済産業省	大規模な石油流出災害に対応するため、石油連盟に補助金を出し、オイルフェンス、油回収機等の油濁防除機材基地を設置。	平成4年に倉敷市(水島)に基地(第2号瀬戸内基地)を設置し、オイルフェンス、油回収機、油水分離器等を配備し、維持管理を行っている。	資機材の維持管理、補修・修繕等を行う体制を整備。また、資機材の操作訓練と併せ、実際の海上油流出事故を想定した訓練を定期的に実施。物人両面において油流出事故への備えを図っている。	19

漂流物予測システムに関する技術開発	国土交通省	漂流するゴミの対策として、環境整備船による効率的な浮遊ゴミ等の回収を図るため、海洋短波レーダーによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術開発を推進。	海洋短波レーダーを平成 17 年度より大阪湾、平成 18 年度に紀伊水道沖に設置し、漂流物予測システムの技術開発を実施。	効率的な浮遊ゴミ等の回収を図るため、引き続き予測技術の向上に努める。	20 (H24 終了)
防災体制の構築	関係府県	防災計画を策定し、防災訓練を実施。また、関係機関の間で夜間や休日も含めた連絡網を整備。関係機関職員を対象とした研修を実施。	—	—	
廃棄物不法投棄の防止	関係府県	廃棄物の不法処理、不法投棄を防止するため、関係機関による連絡協議会を設置し、監視を強化。	—	—	
防災資機材の整備	関係府県	泡消化薬剤、オイルフェンス、防災指令車、油回収機を増設更新するほか、漁協等による資機材の整備を助成。	—	—	

1(4)その他の措置

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
大阪湾再生の概要	国土交通省	森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにな)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出。	平成 15 年に大阪湾再生推進会議を設置するとともに、人工干潟創造実証実験、大阪湾ダイビングスポット社会実験、下水処理水の植生浄化実験、コンブ養殖実証実験・社会実験、海面浮遊ゴミの効率的な回収に向けた技術開発、市民参加のモニタリング等を実施した。 多様な主体との連携においては、市民参画による「大阪湾生き物一斉調査」を実施。また、環境活動団体への表彰制度において、発表会・意見交換会を行い交流の場を強化した。	大阪湾再生推進会議により策定された大阪湾再生行動計画に基づき、着実に取組みを進めており、この行動計画の効率的・効果的な推進を図るために3か年ごとに中間評価を実施している。 湾口部～湾中部は、水質が改善傾向にあるが、湾奥部は依然として汚濁の改善が見られない状況。 多様な主体との連携においては、海・川・山の住民参画による取り組みへの参加者が増え、環境にふれあう場が拡大している。 H24 年度においては、最終年度に向けて、評価の取りまとめ及び次期取り組み方針について検討を行う。	21 (47)
今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理	環境省	今後の瀬戸内海の水環境保全を推進するための助言を得るため、「今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会」を設置し、水環境の課題や今後の在り方等に関する様々な意見を整理分類する。	平成 22 年度に瀬戸内海に関する学識経験者の参加のもと5回の懇談会を実施した。	瀬戸内海に関する学識経験者の参加のもと、様々な分野の有識者から意見を聞き、また、委員相互に活発な意見を交わし、今後の瀬戸内海の水環境の保全の総合的な推進に向けた報告書を取りまとめた。	22 (H22 終了)

瀬戸内海における目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について(答申)	環境省	瀬戸内海環境保全基本計画の変更(平成12年)以降、10年以上が経過し、その間、瀬戸内海に関係する環境を取り巻く状況にも、さまざまな動きが生じている。瀬戸内海においてもこれらの動きを十分に踏まえ、新たな課題への対応等、適切な方向性の提示を行う。	平成23・24年度に3回の現地ヒアリングを含めた審議会の議論と2回のパブリックコメントを行い、平成24年10月に中央環境審議会から答申された。	本答申を踏まえて、瀬戸内海環境保全基本計画の点検・見直しを行う	23 (H24 終了)
--------------------------------------	-----	---	---	---------------------------------	-------------------

2(1)自然公園等の保全

施策名	担当部局	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
瀬戸内海国立公園の見直し	環境省	我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地を国立公園に指定。公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、順次、公園区域及び公園計画を見直し。	六甲・淡路地域、岡山県地域、愛媛県地域、山口県地域の4地域において、公園計画等の見直しを実施。	公園を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、引き続き順次公園計画等の見直しを行っていく必要がある。	24
県立自然公園における取組	関係府県	・県立自然公園を保全、管理 ・必要に応じて公園区域及び公園計画の見直し	—	—	
景観法に基づく施策	国土交通省 環境省 農林水産省	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた景観法を制定。	平成23年度末現在 瀬戸法第5条に基づく関係府県の区域における景観計画策定団体数 69 団体	引き続き制度活用を促進を図る必要がある。	25
総合的な景観形成の推進	関係府県	・景観条例の制定により景観の形成を促進 ・景観を大きく阻害する建築物等の新築等の行為に対する景観影響評価制度の創設 ・景観資源の発掘 等	—	—	

2(2)緑地等の保全

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
森林・林業に関する施策	農林水産省	森林・林業基本法に基づき、平成23年7月に現行の森林・林業基本計画を策定し、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林への誘導等を推進。	関係府県の森林整備(間伐)の実施面積 平成11年 63千ha →平成12年 85千ha →平成18年 73千ha →平成23年 103千ha 関係府県の松くい虫被害 平成12年 306m ³ →平成18年 164m ³ →平成23年 127m ³	間伐については、森林吸収源対策の算入上限値3.5%の達成に資するため、引き続き、効率的かつ円滑な実施が必要。 松くい虫被害については、地域の状況に応じた各種防除の実施により、平成12年度から減少傾向で推進しているが、	26 (55)

				今後も引き続き、適切な被害対策を継続していく必要がある。	
森林法に基づく保安林及び林地開発許可制度	農林水産省	森林法に基づき水源のかん養、公衆の保健等森林の有する公益的機能上重要な森林を保安林として指定し、適切に管理する。また、保安林以外の民有林については1haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保する。	関係府県の保安林の実面積 平成12年 128万ha → 平成18年 137万ha → 平成20年 156万ha → 平成23年 158万ha 関係府県の林地開発許可処分件数 平成12年 49件 → 平成18年 174件 → 平成20年 120件 → 平成23年 106件	保安林については、全国森林計画(平成35年度末計画量1,281万ha)に基づき、計画的な指定と適切な管理を推進していくことが必要(平成23年度末の保安林面積1205万ha)。林地開発許可制度については、制度の適切な運用を図ることを通じて、引き続き、森林の土地の適正な利用の確保が必要。	27
緑地等の保全	関係府県	・治山、病害虫の駆除、植樹・保育の実施 ・都市公園、港湾緑地の整備 ・風致地区の設定等	—	—	
港湾緑地の整備	国土交通省	美しい景観を形成し、市民にうるおいと安らぎを提供する機能を有するとともに、生物多様性の確保にも資する緑地を保全・創出。	瀬戸内海沿岸域における港湾緑地の整備面積の合計約234ha(平成12年度～24年12月)	今後も引き続き、生物多様性の確保にも資する港湾緑地の整備を推進する。	28
都市公園の整備	国土交通省	都市における貴重な緑とオープンスペースを提供するとともに都市の安全性を向上させ、地震等の災害から市民を守る拠点やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を形成。	都市公園面積 24,979ha(平成11年度) → 28,502ha(平成16年度) → 30,147ha(平成19年度) → 31,369ha(平成23年度)	引き続き整備の推進を図ることが必要。	29
都市計画法に基づく風致地区制度	国土交通省	自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全、創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について、一定の規制を行うことで、風致に富んだ良好な都市環境の形成を促進。	風致地区指定面積 72,791ha(平成11年度) → 76,266ha(平成16年度) → 77,852ha(平成18年度) → 76,673ha(平成19年度) → 76,781ha(平成20年度) → 76,603ha(平成22年度)	引き続き制度の推進を図ることが必要。	30
都市緑地法に基づく緑地保全地区	国土交通省	都市域に残された豊かな緑を保全し、将来に継承するため、都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑地における建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全。	特別緑地保全地区指定面積 620.5ha(平成11年度) → 892.5ha(平成16年度) → 892.5ha(平成18年度) → 892.8ha(平成19年度) → 897.3ha(平成23年度)	引き続き保全の推進を図ることが必要。	31
採石業に対する指導等	関係府県	岩石の採取に伴う災害の未然防止のため、都道府県知事への登録、採取計画の認可等が必要。	—	—	

2(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
伝統的建造物群保存地区制度	文化庁	伝統的な建造物を単体で文化財として指定するのではなく、その集合体が文化財として価値あるものとして指定。また、樹木、池、庭園など伝統的建造物群と景観上密接な関係がある環境物件を一体として保存。	重要伝統的建造物群保存地区選定件数 20地区(平成12年度) → 30地区(平成19年度) → 32地区(平成21年度) → 36地区(平成24年度)	引き続き文化財保護法に基づき、適切に保護が行なえるよう指定等を行なっていく。	32
文化的景観の保護制度	文化庁	平成16年の文化財保護法改正により、人と自然の関わりの中で作り出された景観を「文化的景観」として新たに文化財に位置付けた。経費の補助によって、文化的景観の保存及び活用を図っている。	重要文化的景観選定件数(全国) 平成18年度 1 → 平成19年度 2 → 平成20年度 7 → 平成21年度 15 → 平成22年度 19 → 平成23年度 24 → 平成24年度 30 瀬戸内海関係地域では、「遊子水荷浦の段畑」(愛媛県宇和島市)が重要文化的景観として平成19年7月26日に選定された。	引き続き文化財保護法に基づき、適切に保護が行なえるよう選定等を行なっていく。	33
県文化財保護条例等	関係府県	県文化財保護条例等により、県内に存する記念物のうち、重要なものを県指定史跡名勝天然記念物に指定し、保護と活用を図っている。	—	—	—

2(4)散乱ごみ、油等の除去

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
漁場漂流物対策の推進	農林水産省	漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理等への支援を行うことにより、漁場環境の保全を推進するため、平成19年度から漁場漂流物対策の推進を実施。	大阪湾において、漁業者が漁業活動中に回収したゴミの処理への支援を実施	今後も引き続き、取組みを支援していく。	34
瀬戸内海の家ごみ対策の推進	環境省	瀬戸内海の家ごみ問題への対応については個々の機関が実施しているのが状況であったため、関係する32機関(国8機関、県6機関、市6機関、漁連・各種団体10団体)からなる瀬戸内海家ごみ対策検討会を発足し、関係機関が共通認識を持ち協同で対策を検討することにより、瀬戸内海の家ごみの発生抑制及び回収処理を進めていく。	瀬戸内海の家ごみ対策の実施状況 平成17年度:瀬戸内海家ごみ対策検討会の立ち上げ。(平成18年3月14日に第1回検討会を開催し、検討調整の基本方針を決定。) 平成18年度に既往の知見の取りまとめ。 平成19年度:瀬戸内海全域での海底ごみ調査及び回収処理取組事例の調査を実施。 平成20年度:検討会の調査検討報告書のとりまとめ。「海底ごみ回収処理推進のための手引」を策定。 平成21年度:家ごみ問題をわかりやすく説明する家ごみ教材資料を作成。また、平成20年度に作成した手引を改訂。 平成22年度:検討会関係者が取組み状況を発表する報告会を開催。また、漁協、市町村に対する手引きの説明会を開催。 平成23年度~:家ごみ教材資料等を活用した普及啓発や、海底ごみの実態把握データなど関連情報の収集を実施。	家ごみ等の回収処理を地域において協力しながらより実効的かつ効率よく進めていくために、より現場の実態に即した具体策や根本的な発生抑制策の検討及び地域社会全体への取組の拡大やそのための普及啓発等が必要である。	35
市民との協働による河川環境管理	国土交通省	河川管理者と地方自治体、市民団体等の連携により、河川に放置されているゴミ清掃等	瀬戸内海流入河川において、「クリーン太田川」等のクリーンアップ活動を継続的に実施している、	引き続き、市民団体等と連携した活動を進める。	36 (H21 終了)

		のクリーンアップ活動を実施する。			
市民等と協働で行う清掃活動	関係府県	市民や漁業者、NPO 等と河川、海浜、海面等における清掃活動を実施しているほか、清掃船を活用した取組も実施されている。	大阪湾クリーン作戦(大阪府)、兵庫県内一斉クリーンアップ大作戦、兵庫アドプト、リフレッシュ瀬戸内、クリーン太田川、さぬき瀬戸クリーンリレー 等が実施されている。	—	
海岸漂着物対策処理推進法	環境省	海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るため、平成 21 年 7 月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が議員立法によって成立。	瀬戸内海地域において法に基づく地域計画を策定した自治体数 8 自治体	本法律に基づいて対策を進める。	37
地域グリーンニューデール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)	環境省	平成 21 年度より、都道府県が設置する地域グリーンニューデール基金等への補助により、都道府県又は市町村による海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策に対して支援を行った。	瀬戸内海地域における海岸漂着物等の回収処理量(GND 事業、H21～H23 総計) 約 8300t	平成 24 年度は、国による財政支援がなく(一部自治体を除く)、海岸漂着物対策が停滞していたことから、平成 25 年度以降の国による補助制度について検討する。	38

2(5)その他の措置

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり	農林水産省 国土交通省	生態系や自然景観等に配慮した海岸を整備し、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施。	実施箇所数 エコ・コースト事業:9 箇所 白砂青松事業:2 箇所	—	39 (H21 終了)
海岸景観形成ガイドライン	農林水産省 国土交通省	大規模構造物やコンクリート構造物等が周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図られるよう、今後の海岸事業の実施に当たってのガイドラインを策定。	—	引き続き、海岸の景観形成の指針として活用が望まれる。	40 (67)
放置艇対策	関係府県	重点放置等禁止区域の設定、放置艇のリサイクル活動等により、放置艇の取締りを強化。	—	—	

3(1)藻場及び干潟等の保全

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
第 6・7 回自然環境保全基礎調査	環境省	瀬戸内海における藻場と干潟の面積の変化、及び生物相の特徴等を把握するために実施。	干潟面積(ha) 12,548(昭和 53 年度) → 11,943(平成 18 年度)。 第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査において、生態系調査として生物相等を調査。平成 20 年度までに干潟と藻場に関する調査結果をとりまとめ、報告書を公表済。	干潟面積の減少は止まっているが、今後もその動向を注視していく必要がある。 第 5 回自然環境保全基礎調査以降、面積が把握されていない藻場については、今後、面積把握に向けた取組が必要。	41

港湾における干潟・藻場等の再生事業	国土交通省	「生物多様性国家戦略 2012-2020」や「21世紀環境立国戦略」等を踏まえ、港湾空間における水環境を改善、自然環境を再生・創出。	周防灘地区(平成5年度～平成20年度): 浚渫工事等により発生する良質砂で海底を被覆、整備。75ha。 尾道糸崎港(昭和59～平成27年度): 航路浚渫工事の土砂を活用して干潟を造成。(約85ha)。 徳山下松港(平成16年度～平成24年度): 航路等の浚渫工事の土砂を活用して干潟を造成。約29ha。	水質浄化機能を持ち、多様な生物の生育・生息の場となる干潟・藻場等の再生は、瀬戸内海の環境改善にとって重要な対策であることから、引き続き整備を推進が必要。なお、港湾整備等によって発生する浚渫土砂を有効な自然再生材として広域活用するための方策についても検討。	42
藻場・干潟の保全	関係府県	地元住民参加の学習会や漁業者活動の支援等の事業を実施することで、藻場・干潟等の環境生態系を保全。	-	-	
鳥獣保護区制度	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るために指定される鳥獣保護区内における狩猟による鳥獣の捕獲及び特別保護地区内における水面の埋め立て等を禁止。	鳥獣保護区:2箇所 692ha(平成20年3月現在) → 692ha(平成21年12月現在) → 692ha(平成24年12月現在)	今後とも適切な制度の運用を行う。	43
保護水面制度	農林水産省	水産資源保護法に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面として指定して保護。	瀬戸内海における保護水面 27(平成17年度)→ 27(平成18年度) → 27(平成19年度) → 27(平成20年度) → 27(平成21年度) → 27(平成22年度) → 27(平成23年度) → 27(平成24年度)	保護水面の新たな指定は行われていないが、関係県の適切な制度の運用の促進が必要。	44
水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み	農林水産省	漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟を新たに保全・創造。	平成14年度より岡山県東備地区においてアマモ場再生のための環境を改善するための取組を実施。これまでに、誘導礁や滞留礁を設置し、アマモ場造成による幼稚仔魚の保育場及び未成年魚・成魚の生息場を整備。	事業計画に基づき、着実に整備が進んでおり、引き続きアマモ場再生のための取組を推進。	45
瀬戸内海環境修復計画	国土交通省、農林水産省	浅場の修復を目的とした具体的な事業計画モデルを検討し、平成16年度より今後20年間で瀬戸内海全域に干潟・藻場等を面積600ha修復。	泊地浚渫工事の発生土砂を用い、山口県徳山下松港の大島干潟の造成をパイロット事業として実施(約30ha) 備讃瀬戸修復計画の策定に向けて検討会を開催するとともに、港湾整備により発生した浚渫土砂を活用した海砂利採取跡地の環境修復に向けた現地実証実験を味野湾にて実施(約18ha)	引き続き修復を図っていくことが必要。	46 (58)
大阪湾再生事業	国土交通省	(再掲)	-	-	47 (21)

3(2)自然海浜の保全

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出	農林水産省 国土交通省	港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら、侵食海岸の海浜を復元するため、「渚の創生事業」を実施。	実施箇所数 渚の創生事業:1箇所	-	48 (H21 終了)
海岸環境整備事業の推進	関係府県	養浜等を実施することによる親水性などを考慮した環境保全に努めた施設整備の実施。	-	-	

自然海浜保全地区制度	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法により、砂浜、岩礁等自然の状態が維持されているもの、海水浴、潮干狩り等利用されており将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる地区を「自然海浜保全地区」に指定、工作物の新築等に届出制を採用。	自然海浜保全地区 91箇所(平成19年12月末) →91箇所(平成24年12月末)	特段、問題等は発生しておらず、今後とも適切な制度の運用が望まれる。	49
海岸美化活動の実施	関係府県	自然海岸を利用に好適な状態で保全するために、民間清掃活動を含めて海浜部の漂着ゴミ等を対象とした清掃活動の実施。	—	—	

4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
海砂利採取の規制及び禁止	関係府県	海砂利採取については、ほとんどの府県において禁止。採取が禁止されていない県においても環境等への影響を最小限に留めるなど規制を実施。	—	—	
代替骨材の研究開発の取組	(独)土木研究所	海砂採取の規制によりコンクリート用細骨材が不足する事態となったため代替骨材の検討に係る研究を実施。	砕砂の有効利用を検討した結果、砕砂は粒子形状が悪くコンクリートの単位水量が増加するが、減水剤を使用することで対応可能と判明。規格外細骨材の有効利用を検討した結果、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は少なく、規格外細骨材の有効利用への可能性が判明。		50 (H17終了)

5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
埋立てに当たっての環境保全	環境省	瀬戸内海法第13条に基づき、瀬戸内海における公有水面埋立の免許又は承認に当たり、関係府県知事は瀬戸内海の特殊性に十分配慮しなければならないとされ、本規定の運用のため、「埋立ての基本方針」を策定。	埋立免許面積 平成13年度 398.2ha →平成19年度 37.6ha →平成20年度 94.4ha →平成21年度 14.9ha →平成22年度 33.4ha →平成23年度 18.4ha →平成24年度 1.8ha	近年、埋立面積は大幅に減少し、それが維持されている。今後とも、基本方針の適切な運用により、埋立は厳に慎む必要がある。	51
埋立てにあたっての環境影響評価	関係府県	環境影響評価法及び府県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価にあたっては、環境影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ地域住民の意見が適切に反映された代償措置を検討。	—	—	

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
-----	------	------	--------------	--------	------

循環型社会の形成	関係府県	循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進。	—	—	
最終処分地の確保	関係府県	発生量の抑制と減量化・資源化の推進を実施し、瀬戸内海の環境保全に十分配慮した処分地の確保。	—	—	
監視指導の徹底及び処理体制の整備	関係府県	事業者及び処理業者に対する監視指導を徹底するとともに、廃棄物の適正処理が推進されるよう処理施設の整備を実施。	—	—	

7 健全な水循環機能の維持・回復

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
多自然川づくり	国土交通省	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う「多自然川づくり」を実施。	平成 18 年 10 月に「多自然川づくり基本指針」を策定し、河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりの推進。	今後も、「多自然川づくり基本指針」に基づき、多自然川づくりを推進する。	52
地下水の保全に関する取組	環境省	全国の地盤沈下、地下水採取等の測定結果、地下水採取規制の条例の制定状況、湧水保全ポータルサイトを環境省 HP 上で公表。 また、適正な地下水の保全と利用を図るための管理方策の検討を実施。	平成 17 年度に地盤沈下監視ガイドラインを策定、平成 21 年度に湧水保全・復活ガイドラインを策定した。 また、毎年度、地盤沈下、地下水採取等の測定結果をとりまとめ、環境省HPで公表を行っている。	地盤沈下監視ガイドラインの通知を行ったが、地方自治体における財政上の制約や近年の地盤沈下量の沈静化により、地盤沈下の監視が適正に行われなくなる可能性がある。このため、各自治体の実態を把握するとともに、引き続き監視の要請を行っている。	53
健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議	環境省	地方公共団体による水環境の保全に向けた取組を促進・支援（第四次環境基本計画の重点分野の一つに「水環境保全に関する取組」が位置づけられている。）	・関係 5 省庁の一員として、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等を「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として平成 15 年 10 月に取りまとめ、公表。 ・全国の水循環計画を収集・整理し「事例集」を作成。	「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を平成 15 年 10 月に公表以降、全国で健全な水循環構築のための計画が約 70 程度策定された。	54 (92)
水の循環利用	関係府県	下水処理水の利用、雨水利用等の施策の実施及び節水学習の推進。	—	—	
森林・林業に関する施策	農林水産省	(再掲)	—	—	55 (26)

森林整備	関係 府県	取水機能を備えた治山ダムの整備、親水森林空間の整備、環境に優しい木製治山施設の設置、水源林造成事業、水源の森づくり等の事業の実施	—	—	
農業排水中の窒素及びりんごの負荷軽減	農林水産省	(再掲)	—	—	56(8)
下水処理水の再利用に関する取り組み	国土交通省	平成元年度に処理水再利用の用途の多様化に対応すべく「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル」を策定。平成11年度に下水処理水の活用への支援等の再編により、新世代下水道支援事業制度を創設。	平成22年度において、下水処理水が場外に送水され、工業用水、修景用水等として再利用された水量は年間約1.92億m ³ 。平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定。平成19年2月から「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」を開催し、平成21年4月に報告書「新たな社会的意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて」を公表。平成21年度より再生水利用や省スペースでの高度処理等の実施において期待されている膜分離活性汚泥法の普及促進を目指すための事業「日本版次世代MBR技術展開プロジェクト(通称A-jump)」の実施。	引き続き下水処理水の再利用を推進することが必要。	57
藻場・干潟の保全	関係 府県	(再掲)	—	—	
築いそ事業	関係 府県	藻場・干潟等の浅海域の保全や浄化機能の高い沿岸域の拡大の推進。	—	—	

8 失われた良好な環境の回復

施策名	担当 機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
瀬戸内海環境修復計画	国土交通省 水産庁	(再掲)	—	—	58 (46)
海浜環境の整備	関係 府県	開発等に伴い既に失われた藻場及び干潟等の浅海域並びに自然海浜等の良好な環境を回復させる施策を展開。	—	—	
藻場・干潟の保全	関係 府県	(再掲)	—	—	
里海づくり	関係 府県	開発等により干潟など海浜自然の消失や劣化が進んだ地域において里海づくりをモデル的に実践。	—	—	

9 島しょ部の環境の保全

施策名	担当 機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
離島における環境保全施設の整備促進	関係 府県	水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設等の整備促進	—	—	

自然公園等の 保全・管理	関係 府県	優れた自然の風景を有する地域 や貴重な動植物の生息する地域 を自然公園や県自然環境保全地 域として指定し、その保全・管理 を実施。	—	—	
-----------------	----------	---	---	---	--

10 下水道等の整備の促進

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
下水道の整備	国土交 通省	(再掲)	—	—	59 (2)
浄化槽の整備	環境省	(再掲)	—	—	60 (3)
農業集落排水 施設・漁業集 落排水施設等 の整備	農林水 産省	(再掲)	—	—	61,6 2 (4,5)
コミュニティー プラントの整 備	環境省	(再掲)	—	—	63 (6)

11 海底及び河床の汚泥の除去

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
河床の汚泥の 除去	国土交 通省	河川・湖沼等における底質ダ イオキシン類対策を推進	「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類 対策マニュアル(案)」(平成 15 年 6 月)、「底 質ダイオキシン類対策技術資料集」(平成 19 年 4 月、平成 20 年 4 月改訂)を策定。また、 河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対 策(浚渫除去等)に対する財政的援助を実施 し、大阪府神崎川では浚渫除去・覆砂、適正 な埋立処分が実施されている。	着実に実施しており、今後も 引き続き対策を推進。	64

12 水質等の監視測定

施策名	担当 機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票 番号
水質モニタリ ング調査	環境省	公共用水域水質調査は、水質 汚濁防止法に基づき、地方自 治体が昭和 46 年から実施し、 環境省がとりまとめ。 広域総合水質調査は、水質総 量削減の効果を把握するた め、環境省が昭和 54 年から実 施。	・瀬戸内海における公共用水域水質調査の COD 環境基準点総数 454 地点(平成 17 年 度) → 452 地点(平成 23 年度) ・瀬戸内海における広域総合水質調査の調 査地点数 124 地点(平成 18 年度) → 127 地点(平成 23 年度)	海域の状況をよりの確かつ 多角的に捉えるために必要 な調査の拡充が必要となっ ていることから平成 19 年度より 広域総合水質調査にて底質 及び底生生物調査を実施。 生物の生息環境にとって重 要な要素である下層DO等の 環境基準化が検討されてい ることから、その調査体制等 についての検討が必要。	65
「大阪湾再生」 水質一斉調査	国土交 通省	国、自治体・研究機関等と連携 を図り、夏場に水質一斉調査を 実施。	平成 16 年度は、大阪湾全域の 410 地点で 一斉に水質調査を実施。その後も、平成 17 年度は 448 地点、平成 18 年度は 478 地点、 平成 19 年度は 463 地点、平成 20 年度は 440 地点、平成 21 年度は 476 地点、平成 22 年 度は 470 地点、平成 23 年度は 495 地点にお いて一斉に水質調査を実施。	国の関係機関、大阪湾沿岸 の府県市及び研究機関に加 え臨海部の事業者・企業等 が連携した一斉水質調査を 継続して実施。市民・NPO 等 を含めた多様な主体による 協働の取組みに発展させる ため環境情報データベース の活用・普及と情報の共有化 を進めているところ。	66 (68)

監視体制の整備	関係府県	工場・事業場に対して立入検査を実施するなど汚濁負荷量の把握を行うための監視体制の整備の促進。	—	—	
---------	------	--	---	---	--

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省	(再掲)	—	—	67 (40)
「大阪湾再生」水質一斉調査	国土交通省	(再掲)	—	—	68 (66)
環境研究総合推進費	環境省	環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進し、環境政策の着実な推進、ひいてはグリーンイノベーションの推進及び持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする競争的研究資金。	研究対象分野の一つ「環境汚染(公害、越境汚染)」において、瀬戸内海関係地域を対象とする以下の研究を実施した。 (1)現地観測データと GIS の統合的利用によるアマモ場の生態系総合監視システムの構築(平成21～23年度 北海道大学)	数々の環境問題を解決に導くための政策(環境政策)に、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、貢献・反映を図る。	69
藻場・干潟面積の調査	環境省	(再掲)	—	—	70
干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度	農林水産省	「磯焼け」と呼ばれる藻場の大規模な消失や干潟における生産力の低下が発生しており、これらへの対策の持続的な効果の検証に対して支援を行うとともに、その成果をガイドラインとしてまとめ、全国に普及する取組を実施。 また、水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業を実施し、その成果を踏まえ、現行「磯焼け対策ガイドライン」を改訂し、全国に普及する取り組みを行う。	平成 16 年度より、3 力年にわたり緊急磯焼けプロジェクトを行うとともに、その成果を平成 19 年 2 月に「磯焼け対策ガイドライン」としてとりまとめた。 また、現行「磯やけ対策ガイドライン(2007.9)」の改訂(平成 26 年度末目標)とその普及による水産資源環境の底上げを目指し、対策技術の開発・実証を確実に進めている状況。	「磯焼け対策ガイドライン」の普及を図るとともに、磯焼けに取り組む漁業者等に対し専門家を派遣する技術的なサポート等を行っていく。ガイドラインの改訂に向け、対策技術の開発・実証を確実に進める。	71
瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース	国土交通省	沿岸域の総合管理に資するものとして、瀬戸内海に関し様々な主体が行ってきた調査、研究、報告について、その成果と概要を捕捉し、必要な情報の検索機能を有するデータベースを構築。	平成 16 年度に構築し、ホームページで公開。地域総合開発、地域づくり、環境保全・環境創造、観光、交通、産業等のテーマの調査報告等を掲載。また、他機関が運営している関係情報サイトや関係団体の HP へもリンク。 また、平成 17 年度には、「瀬戸内海沿岸域総合管理支援データベースの在り方調査」を行い、データベースの普及を図るとともにデータベースの利用者の要望把握並びにデータベースの情報を補強し沿岸域圏の総合管理に関する取組を支援するための方策の検討を行った。 さらに平成 19 年度には新たに瀬戸内海を対象とした瀬戸内海環境情報センターをホームページで公開。関係省庁、研究・教育機関等が保有する環境情報を集約して広く一般に提供するシステムの運用を開始。	・データベースの幅広い利用が図られるよう必要に応じ見直しを行う。 ・引き続き関係機関との海域環境に関するデータの共有化を図っていく。	72 (88), (93) (H19 終了)

大阪湾水質定点自動観測の実施及びデータ配信	国土交通省	大阪湾全体の環境改善に資するべく、詳細な環境メカニズムを把握するには、定点において連続的にデータを取得すべく、平成21年度末、湾内の主要な観測点13箇所に観測機器を設置。	大阪湾内 13 地点に設置している定点自動観測機器による水質の定点自動観測を実施するとともにデータ配信を実施。(H22～H31) また、常時リアルタイム情報を配信することで、漂流物・油流出等の緊急時の対応、水産関係、海洋レクリエーション、総合学習等の海の安全確保や海域利用の促進に寄与している。	平成22年4月から、取得データを環境データベースに蓄積するとともに、環境データベースの統合、高度化に向けたシステム構築を行い、利用者ニーズに応えられるよう努める。	73 (89), (94)
赤潮・貧酸素水塊対策推進事業	農林水産省	瀬戸内海及びその周辺海域等を主要なフィールドとして、有害赤潮やケイ藻赤潮に対処するため、広域共同モニタリングや各種研究を実施することにより、有害赤潮等の監視体制の強化、発生機構の解明や原因プランクトンの生理・生態特性に基づく発生機構の解明と発生予測技術の開発及び被害防止技術の開発を行う。	平成 25 年度から下記のとおり、赤潮・貧酸素水塊対策推進事業を実施する。 (1)瀬戸内海及びその周辺海域等における有害赤潮等発生監視と発生機構の解明 (2)有害赤潮モニタリング技術の高度化及び発生機構の解明、予察技術等の開発 (3)ノリ色落ち原因ケイ藻の発生モニタリング、発生機構解明、予察技術開発 (4)赤潮・貧酸素水塊広域連続観測技術の開発 (5)漁場生産力向上のための漁場改善実証試験	赤潮・貧酸素水塊対策推進事業を実施することで、取組内容の推進に努める。	74
重要生態系監視地域モニタリング推進事業	環境省	生物多様性センターは、平成15(2003)年度から「重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト 1000)」を実施している。モニタリングサイト1000は、全国の様々なタイプの生態系に合計 1000カ所程度の調査サイトを設置し、長期継続してモニタリングしていくというもので、得られたデータを分析することにより、生物種の減少など、生態系の異変をいち早く捉え、迅速かつ適切な保全施策につなげることを目的としている。	モニタリングサイト 1000 の一環として以下の各調査を実施している。 ①沿岸域調査 平成 20 年度 全国計 20 箇所のモニタリング調査地(サイト)を設置 平成 24 年度現在 全国計 26 箇所で毎年 1 回モニタリングを実施している。 (うち、瀬戸内海では、磯干潟、アマモ場及び藻場各々1箇所) ②サンゴ調査 平成 16 年度より調査を開始し、全国 24 サイトにおいて調査を実施している。 (うち、瀬戸内海では1箇所) ③シギ・チドリ類調査 平成 16 年度より調査を開始し、全国 139 サイトにおいて調査を実施している。 (うち、瀬戸内海では 23 箇所)	引き続き、随時情報を更新し最新維持に努める。	75
海洋生物等モニタリング調査	関係府県	海域環境の保全と創造施策を検討するため、海岸等の生物分布等のモニタリングを実施。	—	—	
豊かな海と水産資源を再生する技術の開発	関係府県	ノリ等の水産資源の維持、増大のための技術や漁業被害防止技術、環境保全・再生のための技術等の開発。	—	—	

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
瀬戸内海環境保全推進事業	環境省	瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な、地域住民等に対する普及啓発事業を実施。	(1)自然観察会等体験的事業の実施 (2)人材育成事業の実施 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム研修 平成 17 年度 22 人→平成 20 年度 25 人→平成 23 年度 30 人 (3)瀬戸内海環境保全資料等による普及啓発 (1)～(3)は平成 23 年度から瀬戸内海環境保全協会の事業に移行。 (4)瀬戸内海環境保全月間ポスター作成・配布	今後も環境保全に係る人材育成及び普及啓発を実施していく必要がある。	76 (83)

			(応募者数)平成13年度 354人→平成17年度 196人→平成20年度 328人→平成24年度 232人		
エコツーリズムの推進に係る施策紹介	環境省	エコツーリズム推進法(平成20年4月1日施行)の目的である自然環境の保全、観光振興及び地域振興、環境教育の推進を図るため、以下のエコツーリズムの推進施策を全国を対象に実施。	平成25年度から下記のとおり、エコツーリズムの推進に係る施策を実施する。 ①エコツーリズムガイド養成事業 ②エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業 ③エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)		77
NPOとの協働の推進	関係府県	NPOと行政がイコールパートナーとして実りある協働を実現できるよう要綱等を整備。	—	—	
助成制度の整備	関係府県	NPOの活動支援に対する助成制度の整備。	—	—	
森・川・海を一体として捉えた清掃活動等の取組	関係府県	自然再生や健全な水循環の回復などの観点から、森・川・海の再生に係る施策等の総合的な取組を実施。	—	—	
環境活動普及啓発	関係府県	環境保全意識の高揚を図るため、新聞やパンフレット等により普及啓発を実施するとともに、環境月間においては街頭啓発等を実施。	—	—	

15 環境教育・環境学習の推進

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
パークボランティア活動の推進	環境省	国立公園の保護管理、利用者指導等の活動の一層の充実を図るとともに自然保護思想の普及啓発を図ることを目的に昭和60年より制度を開始。	宮島地区においては平成25年2月時点の登録者56人、平成23年度の活動延べ人数610人 ・自然解説・利用者指導に関する取組・保全や調査に関する取組 ・美化清掃の取組 ・国立公園の利用施設の維持修繕の取組等を実施	今後とも自然保護思想の普及啓発のため、より一層の活動の充実を図っていく必要がある。	78
瀬戸内海における環境学習の取組	環境省	瀬戸内海の自然保護及び環境問題に関する普及啓発を図るために小中学生を中心に自然体験活動等を実施。	毎年、赤穂市、洲本市、たつの市、相生市、姫路市等において、自然観察会等の開催又は講師派遣等により参加。	引き続き自然保護思想や環境問題の普及啓発のため、各自治体と連携の上、充実した活動を実施していく。	79
みなとオアシスの推進	国土交通省	「みなと」が有する人々の賑わいや交流を創出する一定の施設を地方整備局長等が「みなとオアシス」として認定し、地域の賑わいづくりの取り組みを支援。	みなとオアシス登録数 平成20年2月末現在 34箇所(うち瀬戸内海地域の登録数 8箇所) 平成21年12月末現在 46箇所(うち瀬戸内海地域の登録数 11箇所) 平成24年12月末現在 67箇所(うち瀬戸内海地域の登録数 16箇所)	「みなとオアシス」は、平成24年12月末現在、全国に67箇所が登録されており、引き続き、地域の賑わいづくりの支援を推進。	80
環境教育等に利用しやすいみなとづくり	国土交通省	みなとの良好な自然環境を生かした、自治体やNPO等地域が主体となる自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等を整備。	尾道糸崎港(広島県)にて干潟造成事業(平成12年～25年度)	平成24年度までに尾道糸崎港、広島港等において干潟の整備を行っており、引き続き推進していく。	81

環境教育等利用しやすい海岸づくり	農林水産省 国土交通省	環境教育に利用しやすい海岸の整備として「いきいき・海の子・浜づくり」を実施。	整備選定箇所数 平成19年度 9箇所 平成21年12月時点 11箇所		82 (H21 終了)
瀬戸内海環境保全推進事業	環境省	(再掲)	—	—	83 (76)
環境学習の取組	国土交通省	みなとの良好な自然環境を生かし、児童や親子に国の港湾事務所が自治体、教育委員会、NPO等地域の主体との連携を促進。	海老干潟(広島県尾道市)、大島干潟(山口県周南市)、徳島小松島港(徳島県徳島市)等において「海辺の自然学校」を実施。	平成24度は14箇所で16件の「海辺の自然学校」を実施し、要請が高いことから、引き続き推進していく。	84
漂着ゴミ分類調査への協力	海上保安庁	小学生、中学生を含む一般市民が海岸漂着ゴミ分類調査を実施する際にはこれに協力し、海洋環境保全思想の普及啓発を図る。	平成12年開始当時から平成21年までに854回、67,656名の市民と漂着ゴミ分類調査を実施。平成21年漂着ゴミ分類調査実施状況は、実施回数64回、参加人数7,646人。(なお、調査結果一切を一般社団法人「JEAN」に提供する形となり、平成21年度以降、当庁では同調査に関するデータを保有していない。)	海洋環境保全のための指導・啓発活動の一環として、一般市民の実施に際して協力しているものであるが、対象者自らが調査し活動的・能動的な体験学習をすることができる非常に優れた啓発活動であることからその効果は非常に高いものと思慮される。	85
環境教育・環境学習の推進	関係府県	環境教育・環境学習については以下のような取組が実施されている。 ○交流会 ○自然観察会 ○体験型環境学習 ○リーダー研修講座 ○環境教育アドバイザーの派遣	—	—	

16 情報提供、広報の充実

施策名	担当機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
せとうちネット	環境省	瀬戸内海の環境保全・創造を推進するためには沿岸域の環境管理を進めていくことが重要であり、情報や知識を共有することが必要。このため、情報提供システムとして「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」を運用。	平成11年度より、瀬戸内海の環境情報及び国・自治体等の調査研究について提供を行ってきたところである。	瀬戸内海の環境情報整備にむけて、さらに幅広いニーズに応える内容の充実が求められている。	86
海洋情報の一元化	海上保安庁	海洋の適切な利用・開発・保全のための基礎となる海洋情報について、様々な機関から収集し一元的に管理・提供を図る。	・日本海洋データセンターの業務として、海洋に関する調査・観測の結果を収集・管理し、国内外に対して提供 ・内閣官房総合海洋政策本部事務局の総合調整のもと、関係府省庁が持つ海洋に関する様々な情報について、その所在情報を検索できる「海洋情報クリアリングハウス」を平成22年3月から公開運用 ・内閣官房総合海洋政策本部事務局の総合調整のもと、海洋に関する様々な情報のうち、位置によって可視化できる情報について、地図上に自由に重ねて表示できる「海洋台帳(海洋政策支援情報ツール)」を平成24年5月から公開運用。	引き続き、随時情報を更新し最新維持に努める。	87

瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース	国土交通省	(再掲)	—	—	88 (72), (93) (H19 終了)
大阪湾水質定点自動観測の実施及びデータ配信	国土交通省	(再掲)	—	—	89 (73), (94)
インターネット等による広報	関係府県	インターネット等を活用し、公共用水域水質測定結果の速報値の公開、環境保全に関する取組、イベント開催案内等の情報発信を実施	—	—	

17 広域的連携の強化等

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築	国土交通省	瀬戸内海沿岸域全体の総合管理の基本的方向を示す広域管理指針と、この指針に基づき個々の沿岸域が策定する地域レベルの沿岸域圏総合管理計画の双方が、統一性と整合性を保ちながら総合管理を推進することを基本とした試行的・モデル的な総合管理システムを提案。	瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの構築に向け、平成 14 年度は「瀬戸内海における沿岸域管理の在り方調査」、平成 15 年度は「瀬戸内海沿岸域における総合管理の在り方調査」を実施し、実効性の確保に向けた諸課題の解決策を探るとともに、今後、総合的な管理を実現していく上での取組方針等について取りまとめた。	瀬戸内海沿岸域において実施した過去の調査結果の蓄積等を踏まえ、平成 12 年に取りまとめた「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」の見直しを行い、自治体における沿岸域の総合管理システムの具体化の実現のための方策を検討する。	90 (H15 終了)
広島湾再生推進会議による取組	国土交通省	広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取り組みを総合的に推進するため関係省庁及び地方公共団体による「広島湾再生推進会議」を平成 18 年 3 月に設置し、「広島湾再生行動計画」を平成 19 年 3 月に策定、平成 28 年度までの 10 年間を目途に推進。	◆広島湾再生推進会議の実施（毎年度の事業の進捗と、翌年度の実施計画について確認） （中間評価の実施＜H22 年度末、H25 年度（予定）＞） ◆汚水処理対策の推進 ◆底質改善 ◆干潟・藻場等の保全再生 ◆親水空間の創出 ◆環境学習などの推進 ◆ごみの回収・処理の推進 ◆官民の連携・協働した取り組みの促進の検討		91
健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議	環境省	(再掲)	—	—	92 (54) (H21 終了)
瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース	国土交通省	(再掲)	—	—	93 (72), (88) (H19 終了)
大阪湾水質定点自動観測の実施及びデータ配信	国土交通省	(再掲)	—	—	94 (73), (89)
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	関係府県	瀬戸内海関係 34 府県市で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議にて関係府県等との連携・情報交換を実施。	—	—	

18 海外の閉鎖性海域との連携

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)	環境省	世界的な共通課題である閉鎖性海域の環境問題に連携して取り組み、効果を高めることを趣旨として開催され、1990 年以來継続的に参加。	平成 15 年にタイのバンコク、平成 18 年にフランスのカーン、平成 20 年度に中国の上海、平成 23 年度にアメリカのボルチモアにおいて総会が開催され、世界の閉鎖性海域における取組等が報告されている。	エメックス会議は 2, 3 年おきに世界各地で開催され、それぞれの会議では、研究者、行政官、企業、市民などが幅広く参加し、広範な分野で行われた発表や意見交換をもとに、閉鎖性海域の沿岸およびその後背圏域の統合的な管理や「共有責任」の重要性を、“エメックス会議宣言”として全世界に発信している。今後も国際的・学際的な連携を推進する。	95
世界の閉鎖性海域のデータベース	環境省	各分野の調査・研究・技術開発成果等の情報の共有化を図るため、データベースを構築。	平成 13 年からデータベース化を実施。平成 18 年度をもって世界の代表的な 21 閉鎖性海域に関する既往の研究成果及び環境データ、社会経済データ等の知見を国際的に共有できるよう整備。	中国をはじめとする東アジア諸国が有効な閉鎖性海域対策を行っていくためには、未だ多くの知見が不足している。構築したデータベースが国際的なポータルサイトとしてより広く活用されるよう、国際エメックス会議の場等を活用し、周知を図っていく必要がある。	96

19 国の援助措置

施策名	担当機関	取組内容	平成 12 年以降の進捗状況	評価及び課題	個票番号
国の援助措置	関係行政機関	前述された取組施策において、適宜実施。	—	—	